● IPアドレス割り当て等に関する規則 変更点対照表 現行規定 改定案 第2条(IPアドレス割り当てポリシー・技術要件、用語) 第2条(IPアドレス割り当てポリシー・技術要件、用語) IPアドレスの割り当て等に関する業務は、*ICANN・APNI* IPアドレスの割り当て等に関する業務は、<u>**当センターが定める</u>**</u> Cなどが公開するIPアドレス割り当てポリシーおよびインターネット *の慣行に基づいて当センターが定める*JPNICにおけるアドレス空間 | おけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」(以下これら *のポリシーを*「IPアドレス割り当てポリシー」という)に基づいて執行 管理ポリシー(以下「IPアドレス割り当てポリシー」という)に基づい て執行する。 第4条(IPアドレス・リースの期間・更新) 第4条(IPアドレス・リースの期間・更新) 2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相 2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相 当でないと認める場合、当センターは期間満了の 1 か月前までに更新拒 当でないと認める場合、当センターは期間満了の1か月前までに更新拒絶 絶の通知を行う。この場合、当該の*インターネット*エンドユーザは I Pア の通知を行う。この場合、当該のエンドユーザはIPアドレスの使用を停 ドレスの使用を停止しなければならない。 止しなければならない。 3 前項の場合、割り当てを行った I P アドレス管理指定事業者は、当 3 前項の場合、割り当てを行ったIPアドレス管理指定事業者は、当 該の*インターネット*エンドユーザに対してIPアドレスの使用を停止さ 該のエンドユーザに対してIPアドレスの使用を停止させるために必要 せるために必要な措置をとる。 な措置をとる。 (新設規定) *第5条の2(情報の取り扱い)* <u>この規則に定めるIPアドレスの割り当て管理業務を遂行するに</u> <u>あたり、当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、この規則の</u> <u>ほか、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管</u> <u>理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。</u> 第6条(業務委託) 第6条(業務委託) 2 I P指定事業者は、この規則および I P指定事業者契約に定めると 2 I P指定事業者は、この規則およびI P指定事業者契約に定めると ころにより、*エンドユーザ*に対して、自己が管理の委託を受けた I Pアド ころにより、*自らのユーザ*に対して、自己が管理の委託を受けたIPアド レスを割り当て、*再リースを行う*ができる。 レスを割り当てる*こと*ができる。*また、自己が管理の委託を受けたIP* アドレスの一部を最終的にエンドユーザに割り当てることを目的とし <u>て、別の事業者に更に委託する(以下「再割り振り」という)ことがで</u> <u>きる。ただし、再割り振りの要件は、別に定める。</u> 第8条(IP割り当て管理業務の原則) 第8条(IP割り当て管理業務の原則) IP割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられたIPアド IP割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられたIPアド レスのうちから、当センターが*任意に*指定するIPアドレス(IPアドレ レスのうちから、当センターが指定するIPアドレス(IPアドレスの数 スの数を含む)について委託する。 を含む)について委託する。 第9条(割り振り申請) 第9条(割り振り申請) IP指定事業者は、指定部局所定の形式により、**電子メールをもっ** IP指定事業者は、指定部局所定の形式により、管理を希望するI ₹管理を希望する I Pアドレス数その他の事項を記載した I Pアドレス Pアドレス数その他の事項を記載した I Pアドレス割り振り申請を行う。 割り振り申請を行う。ただし、希望するIPアドレス数の記載は、その数 ただし、希望するIPアドレス数の記載は、その数について委託をするこ について委託をすることの保証と解釈されてはならない(以下この申請を との保証と解釈されてはならない(以下この申請を「割り振り申請」とい 「割り振り申請」といい、これを行ったIP指定事業者を「割り振り申請 い、これを行った I P 指定事業者を「割り振り申請者」という)。 者」という。)。 第12条(割り振りの決定) 第 12 条(割り振りの決定) 指定部局は、第10条により受理した割り振り申請(前条による訂正 指定部局*または APNIC* は、第 10 条により受理した割り振り申請 (前条による訂正等がある場合には訂正された申請とする)について審査 等がある場合には訂正された申請とする)について審査を行い、IP割り 当て管理業務を委託するIPアドレスの割り振りを決定する。指定部局 を行い、IP割り当て管理業務を委託するIPアドレスの割り振りを決定 は、必要な場合、割り振り申請者とこの審査について必要な事項の協議を する。指定部局は、必要な場合、割り振り申請者とこの審査について必要 な事項の協議をすることができる。 することができる。 2 前項の審査および決定は、IPアドレス割り当てポリシーに基づく 2 前項の審査および決定は、IPアドレス割り当てポリシーに基づく 裁量をもって行う。 裁量をもって行う。 第13条(割り振り通知) 第13条(割り振り通知) 指定部局は、前条による決定をしたときは遅滞なく割り振り申請者 指定部局は、前条による決定がされたときは遅滞なく割り振り申請 に対して、電子メールにより割り振りするIPアドレスを通知し、または 者に対して、電子メールにより割り振りするIPアドレスを通知し、また 割り振りしない旨を通知する。 は割り振りしない旨を通知する。 第14条(割り振り情報) 第14条(割り振り情報) 当センターは、IP指定事業者ごとに、その組織名、割り振られた 当センターは、*当センターが別に定める「JPNICのIPアド*

レス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、IP指定事業者ごとに、その組織名、割り振られたIP

I Pアドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベー

スに登録して公開する。

第16条(IP割り当て管理業務)

当センターがIP指定事業者に対して委託するIP割り当て管理業務は以下のとおりとする。

- (1) 割り振られた I Pアドレスの<u>インターネット</u>ユーザに対す る割り当て
 - (2) 割り当て報告
 - (3) その他当センターが定める事項

第17条(割り当ての承認)

I Pアドレスの割り当て(I P指定事業者が自らに割り当てを行う 場合も含み、この規則において同じとする)を行う場合、I P指定事業者 はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当て を行わなければならない(以下この申請を「審議申請」という)。

- 2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。
 - (1) 記入事項に不備がないこと
- (2) I P指定事業者が接続組織の I Pアドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること
- (3) I P指定事業者が適切に割り当て I Pアドレスの<u>大きさ</u>を 判断していること
 - (4) その他指定部局が定める事項
- 4 前3項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要とした I Pアドレス (*個数により定める*) については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。

第18条(割り当て報告)

I P指定事業者は、前条に基づいて割り当てを行った場合、別に定める様式にしたがい当センターに報告しなければならない。 *この情報*は、当センターのデータベースに登録され、公開される。

- 2 I P指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり(割り当てを受けた者の依頼により I P指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする)、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センター理事会が認めた場合には、当センターは*その事項*を公開しないことができる。ただし、**下記いずれかの場合、指定部局は**これを開示することができる。
 - <u> (1) 法令の規定に基づく請求がある場合</u>
- <u>(2) 当センターの指定する I Pアドレスについての管理団体</u> の請求がある場合
- (3) 前各号以外の第三者から正当な理由に基づく開示の請求 があった場合
- 3 指定部局は、I P指定事業者の書面による請求があった場合には、 その者にかかるデータベースの開示履歴を通知する。ただし、前項ただし 書き第1号および第2号の場合には、その開示履歴の通知を行わないこと ができる。
- 4 データベースに関する事項は、I Pアドレス技術文書群その他当センターの定める規則にしたがって運用する。

第20条(IP指定事業者の義務)

I P指定事業者は I P割り当て管理業務を、第三者に再委託することはできない。

アドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベースに 登録して公開・**朋**示する。

第16条(IP割り当て管理業務)

当センターがIP指定事業者に対して委託するIP割り当て管理業務は以下のとおりとする。

- (1) 割り振られたIPアドレスの<u>自らの</u>ユーザに対する割り当て*および再割り振り*
 - (2) 割り当て報告**および再割り振り報告**
 - (3) その他当センターが定める事項

第17条(割り当ての承認)

I Pアドレスの割り当て (*以下、*I P指定事業者が自らに割り当てを行う場合も含み、この規則において同じとする)を行う場合、I P指定事業者はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない (以下この申請を「審議申請」という)。

- 2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。
 - (1) 記入事項に不備がないこと
- (2) I P指定事業者が接続組織の I Pアドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること
- (3) I P指定事業者が適切に割り当て I Pアドレスの<u>数</u>を判断 していること
 - (4) その他指定部局が定める事項
- 4 前3項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要とした I Pアドレス (I P *アドレスの数により定める*)については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。

第18条(割り当て報告**および再割り振り報告**)

- IP指定事業者は、前条に基づいて割り当て<u>および再割り振り</u>を行った場合、別に定める様式にしたがい当センターに報告しなければならない。 <u>当センターに報告された情報</u>は、<u>当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、</u>当センターのデータベースに登録され、公開<u>・開示</u>される。
- 2 I P指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり(割り当てを受けた者の依頼により I P指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする)、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、当センターが報告を受けた事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則によりこれを開示することができる。

(削除)

<u>(削除)</u>

第20条(IP指定事業者の義務)

I P指定事業者は I P割り当て管理業務を、<u>当センターが別に定め</u> **る場合を除き**第三者に再委託することはできない。

(第4項追加)

4 I P指定事業者は、I P割り当て管理業務を行うにあたり、エン ドユーザおよび再割り振り先の事業者からIP割り当て管理業務に必要 <u>な情報を取得するときは、当該情報が当センターに提供され、当センタ</u> <u>ーの定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報</u> <u>の取り扱い等に関する規則」に基づき取り扱われることにつき、当該情</u> 報の情報主体から同意を得なければならない。

第21条(IP指定事業者とエンドユーザとの関係)

IP指定事業者は、この規則およびIP指定事業者契約に反しない 範囲において、エンドユーザに対するIPアドレス割り当ての取り扱いに ついての条件を定めるものとする。

(第2項追加)

2 前項の定めに関する一切の責任は I P指定事業者が負担するもの とし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求める ことができる。

第22条(責任範囲)

IP割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザとの間に生じた事 項に関する一切の責任はIP指定事業者が負担する。ただし、当センター の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

第26条(IP指定事業者契約終了に伴う義務)

I P指定事業者契約が終了した場合、I P指定事業者は、次章の定 めにしたがいエンドユーザからIPアドレスの返却を受けたうえで、別に 定める手続にしたがい受託IPアドレス空間のすべてを当センターに対 し返却しなければならない。

- 2 前項の場合、IP指定事業者はいかなる事由があってもエンドユ ーザに対し新たな割り当てを行ってはならない。

第 27 条 (返却)

IP指定事業者は、エンドユーザとの間に存する接続が終了した場 合、別に定める手続にしたがいその者から I Pアドレスの返却を受けなけ ればならない。

第28条(IPアドレス割り振り手数料)

I P指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額 および支払い方法」で定めるところにより、*当センターから*第 12 条によ って割り振りを受けたIPアドレス*空間*に応じた基準値にしたがいIP アドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP指定事業者がIPv4ア ドレス・IPv6アドレスのいずれを問わず、IPアドレスの割り振りを 初めて受けた場合に限り、第7条第2項の契約料の支払いをもって本条の I Pアドレス割り振り手数料を支払ったものとする。

- I P指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサ がい割り振り手数料を支払う。
- I P指定事業者は、I P v 6 アドレスの追加割り振りにおいて、既 に割り振りを受けているアドレス空間を含むアドレス空間の追加割り振 りを受けた場合は、既に割り振りを受けている空間を含んだ全体のアドレ ス空間に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。

第29条(IPアドレス維持料)

I P指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額

第 21 条(I P指定事業者とエンドユーザ**およ<u>び再割り振り先の事業者</u>と** の関係)

I P指定事業者は、この規則および I P指定事業者契約に反しない 範囲において、エンドユーザ*および再割り振り先の事業者に*対するIPア ドレス割り当ての取り扱いについての条件を定めるものとする。

<u>2 再割り振り先の事業者が、エンドユーザへ割り当てを行う場合、</u> <u> そのIPアドレス割り当ての取り扱いについては、第2条、第5条の2、</u> <u>第 19 条第 1 項、および第 20 条第 4 項を準用するものとする。</u>

<u>3</u> 前<u>2</u>項の定めに関する一切の責任はIP指定事業者が負担するも のとし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求め ることができる。

第22条(責任範囲)

IP割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザ・再割り振り先の事 *業者と IP 指定事業者*との間に生じた事項に関する一切の責任は I P 指定 事業者が負担する。ただし、当センターの責に帰すべき事由がある場合は この限りではない。

第 26 条(IP指定事業者契約終了に伴う義務)

IP指定事業者契約*を*終了*する*場合、IP指定事業者は*新たな割り* **当ておよび再割り振りを行ってはならず、**次章の定めにしたがいエンド ユーザおよび再割り振り先の事業者からIPアドレスの返却を受けたう えで、別に定める手続にしたがい受託 I Pアドレス空間のすべてを当セン ターに対し返却しなければならない。

<u> 2 削除</u>

第 27 条(返却)

IP指定事業者は、エンドユーザ<u>**もしくは再割り振り先の事業者</u>と**</u> の間に存する接続が終了した場合、別に定める手続にしたがいその者から I Pアドレスの返却を受けなければならない。

第28条(IPアドレス割り振り手数料)

I P指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額 および支払い方法」で定めるところにより、第12条によって割り振りを 受けたIPアドレス数に応じた基準値にしたがいIPアドレス割り振り 手数料を支払う。ただし、IP指定事業者がIPv4アドレス・IPv6 アドレスのいずれを問わず、IPアドレスの割り振りを初めて受けた場合 に限り、第7条第2項の契約料の支払いをもって本条のIPアドレス割り 振り手数料を支払ったものとする。

I P指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサ イズ*のアドレス空間*より小さいアドレス*空間*の割り振り、または割り当て | イズより小さい<u>IP</u>アドレス<u>数</u>の割り振り、または割り当てを受けた場合 を受けた場合は、現実に割り振り、または割り当てを受けたアドレス<u>**空間</u>は、現実に割り振り、または割り当てを受けた<u>IP</u>アドレス<u>数</u>にかかわら</u>** にかかわらず、最小割り振りサイズのアドレス*空間*に応じた基準値にした | ず、最小割り振りサイズの *I P*アドレス数に応じた基準値にしたがい割り 振り手数料を支払う。

<u>3___ (削除)</u>

第29条(IPアドレス維持料)

I P指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額

「IPアドレス割り当て等に関する規則」変更点対照表

および支払い方法」で定めるところにより、*当センターから***割り振りを受** | および支払い方法」で定めるところにより、*第12条によって*割り振りを けたIPアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。このIPアド レス数には、IP指定事業者が割り当てを行っていないIPアドレス数も 算入する。

第 31 条(守秘義務)

当センターおよびIP指定事業者は、この規則に定める業務の遂行 により知った当センター、*割り当て申請者、*IP指定事業者*および*エンド ユーザの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この規則の 定めにより公開・開示される事項についてはこの限りではない。当センタ 一の管理すべき情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところ により決定・公示する。

2 前項の定めは、IP指定事業者契約終了時において、当センター、 *割り当て申請者、*IP指定事業者*または*エンドユーザから秘密として指定 された事項については、IP指定事業者契約終了後もなおその効力を有す

第34条(当センターの責任)

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責め に帰すべき事由により、IP指定事業者、エンドユーザがIPアドレスの 割り振り、割り当て、IPアドレス・リース等の取り扱いにより損害を受 けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度 に現実に収納したIPアドレス維持料の範囲内において、現実に発生した 直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任 を負担しない。

なお、当該年度の維持料の請求がない場合は、第7条第2項に基づき納 入された契約料の範囲内とする。

第 36 条(規則の変更)

当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができ る。この規則の変更は、すべてのエンドユーザおよび I P指定事業者に適 用される。

(付 則)

- 1 この規則は、2001年4月1日から実施する。
- 2 2001年3月31日時点で現に当センターからIPアドレスの割 り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの 間、この規則に定めるIP指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この 規則に定めるところにより、IP指定事業者が行う業務を行うことができ
- 3 前項に定める者は、この規則に定めるIP指定事業者の認定手続を経 たものとみなす。
- 4 第7条第2項の契約料は262,500円(税込)とする。
- 5 第7条第2項の定めにかかわらず、付則第3号によりIP指定事業者 の認定手続を経たとみなされる者および2001年3月31日時点で当 センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置 は、2002年3月31日をもって終了する。

受けたIPアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。このIPア ドレス数には、IP指定事業者が割り当てを行っていないIPアドレス数 も算入する。

第 31 条(守秘義務)

当センターおよびIP指定事業者は、この規則に定める業務の遂行 により知った当センター、IP指定事業者、エンドユーザ*および再割り振* **り先の事業者**の秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この 規則*および当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当 て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」*の定めにより公 開・開示される事項についてはこの限りではない。当センターの管理すべ き情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところにより決定・ 公示する。

2 前項の定めは、IP指定事業者契約終了時において、当センター、 IP指定事業者<u>、</u>エンドユーザ、*または再割り振り先の事業者から秘密と* して指定された事項については、IP指定事業者契約終了後もなおその効 力を有する。

第 34 条(当センターの責任)

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責め に帰すべき事由により、I P指定事業者、エンドユーザ**または再割り振り** *先の事業者*が I Pアドレスの割り振り、割り当て、I Pアドレス・リース 等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基 づいて当センターが当該年度に現実に収納したIPアドレス維持料の範 囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償 するものとし、他の一切の責任を負担しない。

なお、当該年度の維持料の請求がない場合は、第7条第2項に基づき納 入された契約料の範囲内とする。

第 36 条(規則の変更)

当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができ る。この規則の変更は、I P指定事業者、*エンドユーザおよび再割り振り 先の事業者に*適用される。

- 1 この規則は、2001年4月1日から実施する。
- 2 2001年3月31日時点で現に当センターからIPアドレスの割 り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの 間、この規則に定めるIP指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この 規則に定めるところにより、IP指定事業者が行う業務を行うことができ
- 3 前項に定める者は、この規則に定めるIP指定事業者の認定手続を経 たものとみなす。
- 4 第7条第2項の契約料は262,500円(税込)とする。
- 5 第7条第2項の定めにかかわらず、付則第3号によりIP指定事業者 の認定手続を経たとみなされる者および2001年3月31日時点で当 センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置 は、2002年3月31日をもって終了する。
- <u>6 この規則は、料金体系の変更により、2004年6月18日に公示</u> され、その規則は、2004年8月18日から実施する。
- **7 この規則は、下記の実施に伴い、2005年 2 月1日に公示され、** その規則は、2005年4月1日より実施する。
 - (1) IP アドレス維持料の支払方法の変更
 - (2) 「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の <u>取り扱い等に関する規則」の制定</u>
 - (3) IPv 6 アドレスサービスの変更

「IPアドレス割り当て等に関する規則」変更点対照表

別表

5. I Pアドレス維持料の支払い方法

I Pアドレス維持料は、4月1日 0:00 をもって計算された I Pアドレス 数の総量に基づいた維持料を6月末に当センターより請求し、翌**々**月末日 限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

5. I Pアドレス維持料の支払い方法

I Pアドレス維持料は、4月1日 0:00 をもって計算された I Pアドレス 数の総量に基づいた維持料を **その月**に当センターより請求し、**その**翌月末 日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

ただし、当センターが別に定める手続きを経ることにより、IP指定事業者は半期払いを選択することができる。半期払いの場合は、該当年度の4月1日0:00と10月1日0:00をもって計算されたIPアドレス数の総量に基づいた維持料の2分の1をそれぞれ前期維持料、後期維持料として、それぞれ維持料を計算した月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

I P指定事業者は、I Pアドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払 I Pアドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

その他

使用用語の統一のための微修正を行った。

- 「別途定める」→「別に定める」
- 「IPアドレス空間」→「IPアドレス数」